

令和3年度事業計画

新型コロナウイルス感染症については、我が国経済、社会への影響が予断を許さない状況下でワクチン接種が開始されたものの、在宅勤務、webを活用した会議、出張の制限等、「新たな生活様式」の下での木材利用拡大、住宅等建築需要の掘り起こしを行う必要があるなど厳しい状況に置かれている。

地域経済の担い手として重要な位置付けにある木材産業を含めた中小企業の経営については、以前からの人手不足や素材・賃金の高騰、デジタル化への対応の遅れなど厳しい経営環境に加えて、新型コロナウイルス感染症による消費の低迷、経済の停滞にも備えていくことが課題となっている。

そのような中、民間建築物も対象とする公共建築物等木材利用促進法の改正、林野庁の数々の補助事業等を活用し、追い風の下にある中高層建築物の木造・木質化などの動きを減速させないよう、一層の活動強化が必要となっている。

令和2年7月に閣議決定された「成長戦略2020」においては、林業・木材産業の成長産業化に向けて、製材工場の大規模化や輸出促進に加え、森林組合の連携強化を図ると共に、林業経営者の安定的事業量確保を図り、樹木採取権についての検討を行うほか、非住宅や中高層建築物へのC L Tを含めた木材の利用拡大を都市部中心に取り組むことや、I C T を活用し、伐採・運搬・造林等の作業を遠隔・自動で行う機械の開発や早生樹の選抜等のスマート林業の推進が明示された。

また、安全性・簡便性の観点から、木塀の見直しや普及への取り組み、格付け実績の低いJ A S 構造材の非住宅分野への利用拡大、新たな製品・技術の開発を支援する観点から、今年度も新たなJ A S 構造材の普及拡大対策が実施されることとなった。

以上のように、林業・木材産業の再興を図ることが一層重要となっていることから、会員挙げて、住宅はもとより公共建築物、商工業施設など多様な分野における木材需要拡大の取組の展開、品質の確かな木材の安定供給体制の構築に一層取り組んでいくことが求められている。

このため、協同組合事業を通じ、当会及び各都道府県木協連の基盤強化を図り、下記事業について組織を挙げて取り組むとともに、木材利用の拡大等の中長期的な方向性についても検討するものとする。

I 共同事業の推進

1 国有林材受託販売事業(優良国産材展示即売会)

優良国産材の需要開拓と安定供給、協同組合事業の活性化等を目的に実施してきた本事業については、取扱量の減少や流通環境の変化などを踏まえつつ、より効果的な事業の推進のための情報収集等に取り組む。

2 優良国産材製材品展示会事業

優良国産材製材品の品質向上、流通促進を図り、もって国産材の振興に寄与することを目的に共同事業として実施してきた本事業については、関係県木協連及び実施市場との連携、協力を得て、引き続き実施する。

3 カーリース等斡旋事業

組合員に低料金でのカーリース利用の提供を目的とした共同事業として、各都道府県木協連等の協力を得て情報収集等に努める。

II 福利厚生事業の推進

本会の福利厚生事業は、全国でのスケールメリットを活かした「安い掛金で高額保障」をモットーに、傘下会員及びその従業者の福祉向上、また、企業体の予防的危機管理等に資するための各種事業を展開しているところである。本年度も都道府県木協連等との意思疎通を図りつつ、円滑な推進に努めることとする。

1 中型グループ保険制度

当会事業の中核である本制度については、引き続き都道府県木協連等の特段の協力体制のもと安定的加入数の達成に努めることとする。未加入の都道府県木協連等役員への加入勧奨を継続するほか、広く組合構成員事業所を対象とした加入促進活動の強化を図る。

2 総合保障制度等

中型グループ保険だけでなく、現在広範囲化している利用者のニーズに応えられるよう、商品揃えについて情報収取等に努める。

3 第三者P L賠償補償制度

木材P L共済制度及び施設賠償共済制度を包括した商品である本制度の普及拡充に都道府県木協連等の協力を得て取り組む。

4 任意労災保障制度

本制度については、近年の労働災害に見られる企業責任追求の高まりへの対応、企業防衛のプランとしての普及を図ってきており、引き続き、その普及拡充に努める。

Ⅲ 補助事業等の効果的实施

組合員の振興発展に資する事業を効果的・着実に実施する。

1 林業施設整備等利子助成事業（継続事業）

- ・森林施業の集約化や木材の生産・加工・流通構造の改革等に取り組む林業者等が日本政策金融公庫等から資金を借入れる場合の利子を助成する。
- ・自然災害の被害を受けた林業者等の借入資金に対する利子を助成する。
- ・地域材利用促進緊急利子助成事業及び林業経営基盤整備緊急利子助成事業に係る利子について、引き続き助成する。
- ・林業者が農林漁業信用基金の保証を受け、民間金融機関の借入金の借換をする場合、一定期間の利子を助成をする。

2 災害復旧関係資金利子助成事業（継続事業）

東日本大震災により被災した林業者等が、日本政策金融公庫の災害復旧・復興に必要な資金を借入れる場合の利子について助成する。

3 木材加工設備導入等利子助成支援事業（継続事業）

木材製品の高付加価値化・低コスト化、経営の多角化、地域材の安定的・効率的な供給体制の構築等を図るための設備の導入とそれに伴う施設・設備の廃棄、山林取得及び在庫増加等のために必要な資金を借入れる場合の利子を助成する。

4 木材加工設備等リース導入支援（継続事業）

品質・性能の確かな木材製品を安定供給するための木材加工設備等のリースによる導入を支援する。

5 外構部の木質化対策支援事業

非住宅及び住宅の外構部の木質化に要する費用の一部を支援する。

(予算額；1,550百万円)

IV その他事業

1 調査情報事業

木材業振興等に必要な調査を実施する。

2 出版事業・その他

- (1) 必要な資料、パンフレット等の出版・販売を行う。
- (2) 第55回全国木材産業振興大会(令和3年10月14日:札幌市)を全木連と共催実施する。
- (3) 全木連等関係団体と一体となって、「林材業ゼロ災」の実現に向けての取組みを推進する。